

第11回 I R 推進会議 議事概要

1. 日 時

2019 年 12 月 6 日（金）9:30～10:44

2. 場 所

大阪府庁本館 5 階 議会特別会議室（大）

3. 出席者 《委員》（敬称略）

（座長）溝畑	宏	公益財団法人大阪観光局	理事長
池田	辰夫	弁護士	
井上	幸紀	大阪市立大学大学院医学研究科	教授
加賀	有津子	大阪大学大学院工学研究科	教授
杉田	菜穂	大阪市立大学大学院経済学研究科	准教授
樋口	真人	弁護士	
廣瀬	茂夫	一般社団法人関西経済同友会	常任幹事・事務局長
宮城	勉	大阪商工会議所	専務理事

※ 欠席			
関	総一郎	公益社団法人関西経済連合会	専務理事

《大阪府・大阪市》

坂本 篤則 大阪府・大阪市 I R 推進局長

4. 配付資料

資料 1	国の動向等について
資料 2	大阪 I R 基本構想（案） 概要版・本体
資料 3	大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針（案）概要版
参考資料 1	大阪 I R 基本構想（案）に対する府民意見等の検討の募集結果について
参考資料 2	「（仮称）大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業コンセプト募集」（R F C）の応募状況及び総評の公表について
参考資料 3	I R 推進会議開催要綱（新旧対照表）等
参考資料 4	第 10 回 I R 推進会議 概要

《議事概要》

開 会

○那須参事 皆様、おはようございます。本日は朝の早い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第11回 I R 推進会議を開会いたします。

私は、司会進行を担当させていただきます大阪府・大阪市 I R 推進局企画課参事的那須でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本日より、新たにお二人の委員にご就任をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、消費者問題に関する観点からご意見を伺うため、大阪府消費者保護審議会の会長を務められておられます弁護士の池田委員にご就任をいただいております。

○池田委員 おはようございます。弁護士の池田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○那須参事 次に、青少年の健全育成に関する観点からご意見を伺うため、大阪府青少年健全育成審議会の委員を務めておられます、大阪市立大学大学院経済学研究科准教授の杉田委員にご就任をいただいております。

○杉田委員 杉田でございます。よろしくお願いいたします。

○那須参事 なお、本日は関委員がご欠席となっており、代理で関西経済連合会産業部担当部長の徳田様にご出席をいただいております。

○徳田委員 徳田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○那須参事 また、谷岡委員におかれましては、ご本人のお申し出により、本年3月をもって退任されましたことをご報告させていただきます。これまでのご指導、ご助言に対し、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

次に、本日は配付資料として、お手元に資料1から3及び、参考資料1から4をご用意させていただきます。

そのうち、参考資料3の I R 推進会議開催要綱をご覧いただきたいのですが、国から基本方針の案が公表され、今後新たな局面を迎えるこの段階におきまして、大阪 I R の推進に向けて、さらに幅広いご意見をいただくため、第1条の目的及び第2条の検討事項の一部を改正させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

また、本日の議題にもございます実施方針（案）につきましても、この会議において皆様からご意見をいただく予定としております。

なお、資料の最後にあります参考資料4につきましては、第10回 I R 推進会議の概要を事務局で整理したものでございますので、また後程ご参照をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと存じます。以降の進行は溝畑座長をお願いいたします。

○溝畑座長 それでは、私が議事の進行をさせていただきます。

まず、先ほど事務局から報告がございましたように、これまで座長代理をお願いしておりました谷岡委員がご退任されましたので、まず、議事に先立ちまして、I R 推進会議開催要綱第4条第2項に基づきまして座長代理を指名したいと思います。

座長代理につきましては、弁護士としての幅広い見識をお持ちであり、また、消費者保護に関する施策について、重要事項の調査・審議などを行っておられ、大阪府消費者保護審議会の会長をはじめ、府・市の様々な審議会で会長を務めていただいております、池田委員をお願いしたいと思います。池田委員、よろしいでしょうか。

○池田委員 よろしく申し上げます。

○溝畑座長 ありがとうございます。それでは、池田委員におきましては、座長代理ということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、議題1の国の動向につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○那須参事 それでは資料1、国の動向等についてご説明をさせていただきます。

まず、国の主な動きでございますが、前回の I R 推進会議以降の国の動きについて整理をさせていただきます。

まず、上から、本年3月29日に「特定複合観光施設区域整備法施行令」が公布され、M I C E 施設や宿泊施設など中核施設の具体的な基準・要件などが規定されたほか、4月19日には「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が策定されたところでございます。

また、9月4日には「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」、いわゆる基本方針（案）が公表され、基本方針の公表前から、実施方針の作成や民間事業者の公募・選定のための手続等を進めておくことが可能な旨が明記されたところでございます。

さらに、11月19日には、区域整備計画の認定の申請期間を令和3年、2021年1月4日から同年7月30日までとする案が公表されたところでございます。

次に、その下の国の今後の主な予定でございますが、今後、2020年1月7日にカジノ管理委員会が設置される予定となっており、先週の11月29日には、衆議院、参議院の両院においてカジノ管理委員会の人事が同意されたところでございます。

なお、参考といたしまして、裏面に国の基本方針（案）の概要を添付しておりますので、後程ご参照いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○溝畑座長 ありがとうございました。

ただいま議題１、国の動向についての説明がございましたが、これにつきましてご意見、ご質問等はございますでしょうか。特にないようでしたら、次の議題に入りたいと思います。

それでは、次は議題２、「大阪ＩＲ基本構想（案）」につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○那須参事 それでは、資料２、「大阪ＩＲ基本構想（案）」の本体、Ａ４のホッチキス止めの資料に基づきまして、本年２月からの主な修正点につきましてご説明をさせていただきます。

今回の修正に当たりましては、本年２月のＩＲ推進会議でいただきましたご意見をはじめ、国の動向や府民意見の募集結果などを踏まえ、必要な修正を行ったところでございます。

まず、第１章の「大阪の現状と取組みの方向性」につきましては、府民意見の募集結果などを踏まえ、例えば６ページにあります旅行消費単価の推移や８ページにございます国際会議の開催件数、こういった数値などにつきまして、図表の数値を更新するとともに、あわせて文章の修正を行ったところでございます。

次に、第２章の「大阪ＩＲのめざす姿」につきましては、まず１８ページにおきまして、敷地面積、これを約６０ヘクタールから、ＩＲ区域の拡張予定地などを除きまして約４９ヘクタールと修正したほか、それに合わせて右の写真も変更させていただいております。

また、２７ページをご覧いただきたいのですが、２７ページでは、国の施行令における宿泊施設の客室ごとの面積要件等の状況を踏まえ、「客室面積」という文言を「客室空間」という文言に修正を行ったところでございます。

次に、第３章の「懸念事項と最小化への取組み」につきましては、４０ページをご覧いただきたいのですが、これまで、国の参考資料といたしまして２０１７年８月の「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」の資料を用いておりましたが、これを２０１９年４月の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の資料に変更させていただいております。

次に、４４ページをご覧いただきたいのですが、ギャンブル等依存症対策の想定される取組みについて、事業の進捗に合わせまして、これまで、「想定される取組み（案）」に記載しておりました取組みの一部を「現在の取組み」へと整理いたしました。具体的には、「現在の取組み」の上から４つ目、「教員向け予防啓発研修の実施」でありますとか、その下の囲みの３つ目、「青少年指導員への予防啓発の実施」この２項目について移動、整理させていただいたところでございます。

また、前回の推進会議における、“ギャンブル等依存症対策の部分について、もう少し絵などを入れてわかりやすくすべき”との意見も踏まえ、44ページに写真を入れますとともに、46ページにアディクションセンターのイラスト、こういったものを追加させていただいたところでございます。

次に、第4章の「IR立地による効果につきましては、57ページをご覧いただきたいのですが、「賑わいの創出」の上から5つ目、「ベイエリア開発の活性化に貢献」のところに、前回の推進会議における“舞洲との連携などをもう少し盛り込むべき”とのご意見を踏まえまして、「ベイエリアにおけるプロジェクト等との連携を図ることにより」との文言を追記したところでございます。

最後に、第6章の「スケジュール等」につきましては、68ページをご覧いただきたいのですが、国の基本方針（案）などを踏まえ、スケジュールの修正を行ったところでございますが、詳細につきましては、次の議題の中でご説明をさせていただきたいと考えております。

ただいまご説明いたしました修正点を踏まえまして、A3の概要版につきましても、合わせて修正を行いますとともに、ただいまご説明いたしました修正点以外にも、「てにをは」などの軽微な修正を行ったところでございます。

最後に、本日の資料では「大阪IR基本構想（案）」としておりますが、今後、本日の推進会議での意見なども踏まえながら、「大阪IR基本構想」として取りまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、後ろのほうに、参考資料1として府民意見等の募集結果を添付しておりますので、また後程ご参照いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○溝畑座長　ありがとうございました。

ただいま、議題2、「大阪IR基本構想（案）」につきまして事務局から説明がございました。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ありますでしょうか。

○廣瀬委員　前回の意見をいろいろ聞いていただいたということなんですけれども、前々から申し上げていますように、やはりIRを使って大阪の産業の活性化というものをもっと図っていくべきだと思っております。その点で、ちょっと書きぶりからすると、ややエンタメに偏りがちな感じもしまして、例えば大阪IRの魅力を高める取組みというところで「スマートなまちづくり」とか「グローバルな人材」というふうに書いていただいておりますけれども、こういったところにもうちょっと、例えばライフサイエンスであるとか、私どもは「ウェル・ビーイング（Well-being）」と言っておりますけれども、そういったものを色濃く出してもらいたかったなという感じがいたしております。

以上、意見でございます。

○溝畑座長 ありがとうございます。

そのほか、意見等ありますでしょうか。

それでは、加賀委員どうぞ。

○加賀委員 意見を取り入れていただき、いろいろと新しく刷新していただいたというのは結構かと思いますが、1点、以前も少し話が出たと記憶していますが、やはり大阪での新たな新規開発で、かなり大きな面積を開発していくというようなところでのI Rというところを考えますと、やっぱり大阪としての、新しい日本を世界に発信できるような、シンボルとしての位置づけというの、構想の中で書いて欲しいと思います。私が、見落としているのかもしれませんが、そのようなデザイン、また、機能や使い方、そういうふうなところでも新しいシンボリックな要素というのを、ぜひともI Rというところもベースにして考えていただけたらというふうに思っております。

○溝畑座長 ありがとうございます。

そのほか、意見等ありますでしょうか。

事務局のほうから実施方針（案）についても説明がございますが、実施方針（案）の後に、まとめて質問等、皆さんにご発言いただくということで、いかがでしょうか。

○坂本局長 ただいま日本のシンボルとなるようなというご意見を頂戴したところでございますけれども、例えば基本構想（案）の本編の31ページにも、大阪の新たなランドマークとなるインパクトのある空間ということで、できるだけそういうアイコン的なものを求めていくというところは求めていますので、そこを大阪の一つのシンボルのような形にできればと考えているところでございます。

あと、廣瀬委員から産業のこともご指摘いただきましたけれども、例えば59ページで、地域経済の振興ということでは、M I C E拠点の形成によって新産業を創出していく方向性でありますとか、あるいはウェルネスという言葉もいただきましたけれども、私どもの中では、26ページの大阪・関西の強みを活かしたニューツーリズムという意味では、ウェルネス、それからフード、スポーツ、このあたりの強みを生かしたテーマでのニューツーリズムの創出ということも求めていますので、こういった精神を踏まえながら、今後R F Pに進めていきたいと思っております。

○溝畑座長 はい、どうぞ。

○廣瀬委員 できるだけ「ちまっ」としないように、大風呂敷を広げるつもりで、基本構想ですから。頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

○加賀委員 よろしいでしょうか。

○溝畑座長 加賀委員、お願いします。

○加賀委員 先ほどのランドマークとなる空間の形成というところで、これらは結構かと思うんですけども、空間だけじゃなくて、その空間をどのように使うかという利用の仕方についても、それこそインパクトのあるような形の使われ方であったりとか、また、それを継続的に使えるような仕組みづくりとか、そういうふうなこともあわせて考えていただければというふうに思っております。そういうふうなところのキーワード的なところを、空間の形成というところと、あと、にぎわいのある空間を持続的にうまく運営できるような仕組みというふうなところも、あわせてご検討いただければというところですよ。

○溝畑座長 どうぞ。

○坂本局長 今、持続的に継続してできるということでご指摘をいただきました。大阪 I R については、持続的に成長する大阪・関西のエンジンということで位置づけておりまして、成長型 I R というのもうたっておりますので、そういう意味では、継続して成長していくような形にぜひ運営していきたいと思っております。ありがとうございます。

○溝畑座長 例えばナイトエンターテイメント、私が属している大阪観光局は、国際観光という観点から、日本で一番のトップランナーとして取り組んでいます。また、ここに書いてあります日本観光のショーケースというところも、先日、長野県と業務的な協定を結んで、将来、日本の緑の新たなプラットフォーム、裏ゴールデンルートを作る方向で検討を進めています。瀬戸内との連携など、スポーツ、食文化、エンターテイメントなどの分野に広域ルートの連携、形成に取り組んでいます。

産業の活性化の部分について、例えばグローバルな人材育成について、昨日、流通科学大学へ行ってきましたが、大学の先生から、将来 I R を見据えて人材育成をやっていききたいという話がありましたし、留学生の集まりがあったときも、留学生の人たちからも将来の雇用に向けて、チャレンジしていきたいという方が多数おられました。基本構想に書かれている中で、オンリーワンや成長型という意味では、先日11月3日に大阪ベイエリアの空間を使った、クイーン等の音楽を交えた花火のイベントが開催され約3万人の観客の皆様が集まりました。基本構想をつくる過程の中で、官民あげて大阪ベイエリアの独自性、個性を活かした取り組みが着実に増えています。

我々は基本構想をつくり、実施方針の中で応援することが、この推進会議の一つの大きなミッションだと思っております。そのような意味から、基本構想に書かれていることは、日本の観光のトップランナー、ショーケースになり得ることが、しっかりと盛り込まれていると思います。

委員の皆さんも、これをベースに事業を展開していくということを一緒にやっていただ

ればと思っております。

実施方針の中で、これと質問がダブる可能性がございますので、そこで皆さん全員に、質問していただきたいと思います。

○溝畑座長 宮城委員は55分に退出の予定と聞いております。

○坂本局長 先に説明をさせていただいて、その後、各委員の皆様方にご意見をいただければと思います。

○溝畑座長 そうしましょう。一通り、説明をお願いします。

それでは、議題3、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備実施方針（案）」につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○那須参事 それでは資料3、A3の「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備実施方針（案）」の概要版につきましてご説明させていただきます。

まず左上、1番、「IR開業までのプロセス」ですが、大阪府・市では、この4月から事業コンセプトの募集、いわゆるRFCを実施してきたところでありますが、国の基本方針（案）が公表されたこと等も踏まえ、11月21日に実施方針（案）を公表したところでございます。今後、事業者の公募・選定、いわゆるRFPや区域整備計画の策定・申請を行い、その後、国からの区域認定を受け、IRの整備・開業を進めていくこととしております。

次に、その右側にあります2番、「IR区域整備の意義」でございますが、IRは、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活用する民設民営の事業でございます。世界最高水準の成長型IRを実現することで、大阪経済のさらなる成長をめざし、府・市一体で取組みを進めていきたいと考えております。

次に、3番、「IR予定区域の位置及び規模」でございますが、既にRFCでお示ししているとおり、夢洲の敷地A及びBの合計約49ヘクタールとしております。

次に、4番の「事業期間・費用負担」でございますが、事業期間は35年間とし、期間満了に当たり、事業者は延長を申し出ることができ、事業の継続を前提に協議することとしております。また事業者は、IR事業の費用、市有地の賃料に加え、インフラ整備費の一部、選定等に要した費用、環境アセスメントに係る現況調査費用を負担することとしております。

次に、5番の「主な事業条件等」でございますが、事業者に求めるIRの主な事業条件につきましても、RFCでお示ししているとおり、最大の会議室が6,000人以上の国際会議場、10万㎡以上の展示等施設、3,000室以上の宿泊施設等の設置・運営やギャンブル等依存症対策の実施などを条件としているところでございます。

次に、資料の右上、6番、「事業者の選定方法等」でございますが、事業者の選定に当たり、有識者等から成る「大阪府市IR事業者選定委員会」を設置いたしまして、コンセプト、

施設計画・運営計画などを審査することとしております。

次に、7番の「区域整備計画の策定と更新」でございますが、まず一番上、大阪府と事業者は、区域整備計画を共同して作成し、大阪市の同意、府議会の議決等を経て、認定を申請することとなっております。また、その下でございますが、長期間にわたる安定的・継続的なI Rの運営確保のため、継続判断基準を策定し、一定期間ごとに着実な実施を確認することとし、継続判断に際しましては、I R事業評価委員会にあらかじめ諮問してまいりたいと考えております。

次に、8番、「事業者の責任の履行確保」でございますが、I R事業評価委員会の設置や府・市・事業者による会議体の設置、事業者によるセルフモニタリングなどにより、ガバナンス機能を確保していきたいと考えております。

最後に、9番、「スケジュール」でございますが、万博前のI R開業をめざしつつ、世界最高水準のI R及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、公民連携して取り組むこととし、具体的な条件等の詳細につきましては、募集要項等において示すこととしております。

今後のスケジュールといたしましては、表に記載のとおり、本年12月に事業者公募を開始し、来年6月頃に事業者を選定し、区域整備計画を策定の上、11月から12月頃に議会の同意を得て、2021年1月以降に区域整備計画の認定の申請を行う予定としております。その後、国からの区域認定を受けた上で、2021年秋頃に事業者と実施協定を締結し、土地の引き渡し、工事着工と想定しているところでございます。

今後、本日の推進会議でのご意見なども踏まえながら、実施方針（案）として確定させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○溝畑座長 ありがとうございます。

ただいま事務局より、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備実施方針（案）」につきまして説明がございました。

それでは、委員の皆様からご意見をいただきたいのでありますが、宮城委員におかれましては、業務のため残念ながら10時頃にご退席ということでございますので、まず宮城委員からご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

○宮城委員 ありがとうございます。では、先に発言させていただきます。

今回の実施方針を読ませていただき、この会議で議論し、積み上げてきた基本構想に基づいてつくられており、読んでいて違和感もなく、よくできているというふうに私としては思っています。その上で、この実施方針はI Rの実施レベルのところまで記載がありますので、

議論としてはそれに見合った形で、細かなところに入っていく意見になりますが、ご容赦を願います。

まず、第1点目ですが、結論から言うと、積極的に関与していきたいと思われる事項が、16ページから始まる「(4) I Rの魅力・持続可能性を高める取組み」の部分、「地域経済の振興及び地域社会への貢献に関する取組み」であります。地域エゴになってはいけないと思いますが、やはりI Rが地元経済ときちんと密接にリンクしていくという意味で、I R事業者の方と府・市・経済界との連携を高めるための協議会というような活動に関しては、大商が参加するかどうかは別として、経済界の一翼を担う者としては、こういう場には積極的に協力をしていきたいと思っております。

次に第2点目で、やはりI Rで忘れてはいけないのはギャンブル等依存症の話です。17ページの「2. 懸念事項対策に関する事項」で、これは井上先生にご意見も伺いたいと思っておりますが、「(1) ギャンブル等依存症対策」のbに「責任あるゲーミングに対する積極的な取組み」とあります。事業者に積極的な提案を求めるものだと理解をしていますが、もう少し何か踏み込んでもいいのではないかと。「責任あるゲーミングに対する積極的な取組み」は、もっと具体的にどのような依存症対策を、大阪は事業者に求めるか、もう少し踏み込んでもいいかと思えます。あるいは、次のc「国及び大阪府・市が実施する施策への協力」については、これは、それが一体情報なのか資金なのか、具体的な何かアクションなのか、あるいはあるネットワークの中にきちんと位置づけることなのかなど、色々なことがあると思います。やはりギャンブル等依存症対策は、大阪として第一級の取みをすると言っているわけですから、依存症対策に対する縛りをしっかりと事業者にも求めていますよ、というのがあってよいのではないかと思います。私もこれ以上の知見がないので、もし井上先生から少しお知恵があればこの点はもう少し踏み込んでもいいのかなというふうに思っております。

次に、16ページの一番下のdです。「(C) I R施設の開業に伴う大規模雇用に当たっては、計画的な雇用対策に取り組む」というのは、I R事業者に対して求めていることだと思いますが、I R事業者が新規で人を教育することはI R事業者にとっていいですけれども、おそらく大阪の中から人が吸収されていくのだろうと。そうすると、人材をとられてしまうのではないかと、と言われる方もおります。I R事業者の方に言う条件ではありませんが、大阪の事業者は、やはり人手不足であり、地元の雇用逼迫を懸念する声がありますので、実施方針の中で書くべきなのか、これは行政のほうになるのかかもしれませんが、地元の雇用や人材育成について、しっかりと考え、何らかご対応いただければというふうに思っているところで

また、スマートシティのところに絡みますが、交通対策として、歩行者と自転車、自動車を区分すると書いてあります。外から来る交通を渋滞なく入れるとかいうのはよくわかりましたが、広いエリアの中を観光客はどのように移動するのか、ストレスのない移動とはどのようなものか、スマートシティというのであれば、魅力ある施設を海外の人も含めてストレスなく移動できるという仕組み、仕掛けをＩＲ事業者に要求できないかと思っております。

最後に、37ページで納付金の使い方について、1の(3)で持続的な地域経済振興とあります。万博開催もあって、大阪はスタートアップであるとかイノベーションといったような成長のタイミングに入ってきたと思っています。地域経済の発展、産業創出への活用の観点では、やはりイノベーションの創出を念頭に置いて、万博にあわせて大阪・関西の新しい成長につながるような使い方をしていただければということであります。

細かなところも入っており恐縮ですが、よろしくお願いをいたします。

○溝畑座長　ありがとうございました。

それでは、まず井上先生のほうから今のゲーミングの対策について少しコメントをいただきたいと思います。

○井上委員　ありがとうございます。

宮城委員のおっしゃるとおり、やはり大阪独自と打っているわけですから、大阪独自のすばらしい体制をつくりたいというのがまず1点ございます。その中には、ギャンブル等依存症対策というのは、どうしても懸念事項という表現になりますけれども、懸念事項だけで終わらせずに、懸念の先に希望を持てるような、システムをつくるのが、私は大事だと思っております。多分、ＩＲもしくはカジノというものをつくれれば、どこでつくってもカジノの中の体制というのは、ほかの国も含めて、変わらない可能性があると思っております。

ただ、やはりここが島の中である程度閉鎖された空間なので、そこから先にある大阪府・市などと地域とか全国を含めたシステムチックな体制を今考えております。先ほど廣瀬委員もおっしゃいましたが、依存だけではなく、そこからウェルネスとかほかの何か健康に結びつけていくようなシステム、大阪府域もしくは全国に波及するようなシステムを何かつくっていききたい。それについても細かい案みたいなものはありますが、それはまた後日提案させていただくことになると思います。

さっき宮城委員がおっしゃった中では、やはり私は大阪独自のシステムとかネットワークの構築が肝になるのではないかと考えております。

以上です。

○宮城委員　すみません、座長。これで失礼させていただきます。ありがとうございました。

○溝畑座長　事務局のほうで、今、宮城委員から計画的な雇用と歩行者の交通の移動とか、

このあたりについて、いろいろ意見がございましたけれども、何か事務局からご意見はございますか。

○坂本局長 まず、依存症対策について、今、井上委員からもご説明いただきましたけれども、これは、責任あるゲーミングを事業者に対してはしっかり取組みを求めるということと合わせまして、そこの記述でいいますと、dということで、大阪独自の対策についても事業者に求めるとともに、連携協力体制を整備する、あるいは今後、様々な依存症のトップラナーとして、大阪が進めていく上での調査研究推進への協力といったことも事業者に求めることとしておりまして、こういう施策を通じて、トータルとして依存症対策を進めていきたいと考えております。

それから、雇用ですけれども、16、17ページにも記載しております。事業者に対しては、やはり大規模な雇用になるということで、これは恐らく、新たに日本中から様々な雇用のためにお越しになることも当然見込まれますけれども、やはり計画的な雇用対策に取り組むということで求めています。

そのほかの部分については、これは行政的な施策になると思いますので、そのあたりは関係部局とも調整を図っていききたいと考えております。

それと、交通対策については、我々もI Rエリア内でストレスなく利用者に楽しんでもらえるような空間の創出ということは、非常に大事だと思いますので、そのあたりの具体的な内容は、むしろ民間事業者の創意工夫に委ねて、提案をいただきたいと考えております。

それと、納付金についての活用ということでご意見を伺いましたが、私どもは納付金について、これは、様々な住民福祉の向上、これによって市民の暮らしの充実を図っていくという側面と、もう一つは大阪の次の成長に向けた投資に活用していく、そのことをもって大阪の成長をより確実にしていくという方向で活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○溝畑座長 ありがとうございます。

それでは、一通り先ほどの基本構想、そして、実施方針につきまして、事務局からの説明に対して皆さんからご意見を賜りたいと思います。

まず、池田委員から、質問、意見等ございましたらお願いしたいと思います。

○池田委員 ありがとうございます。

かなりボリュームがあり、色々なところで発言しますと、全体の会議のバランスを考えると、ふさわしくないかと思われますし、恐らく、私に期待されているところである、ギャンブル等依存症対策で法的な観点から申し上げたいと思います。その点に少し絞って申し上げたいと思います。

私自身のバックグラウンドとしては、昭和の時代に消費者破産というのが世界、特に先進国において課題とされたときに、日本で、これは最高裁判所の全面的な協力もいただいて全国調査をしました。いわゆる個人破産、消費者破産について、一々データをとりながら分析したところがあります。

ざっくり申し上げますと、そのときに浮かび上がった債務者像というのはどういう方かといいますと、40代、働き盛り、男性というようなイメージがあるわけです。このイメージが、必ずしも今回のIR等の関係でギャンブル等依存症のイメージとして重なるかどうかは、これは全く別物です。ただ、少なくとも先行する知見というのは、ある意味で参考になるところがあるかもしれませんので、そのあたりを踏まえて考えるならば、やはりそれなりの富裕層が来てカジノの顧客として関与するということですので、それぞれの懐具合というのは、なかなか一律にいくらという形の部分が言えない、難しいところがあると思います。

実施方針（案）の17ページのところで先ほどもちょっと触れられておりましたけれども、いろんな形のものがメニューとして出てきています。実施方針（案）なので、余り具体的なところまで、どの程度落とし込むのかという課題はありますが、少なくとも大阪で一級の対策をとるというところは賛成なのですが、それを具体的に、これで最終的な正解だということは、私は多分ないと思います。つまり、それはもう永遠の課題だろうと。となれば、やはり走りながら考える部分もあるということを含弧でくくりつつ、ただ、今の時点で考えられるベストなところをとっていく必要がある。そのために、さらにまた知恵を出していかなければならないと思います。

その関係で、例えば17ページの末行の24時間・365日利用可能な相談体制の整備というのが、これは早くからかなり文字として躍っているわけですが、昨今のワーク・ライフ・バランスの流れの中で、相談する側の対応をどうすればよいのか。まさかこれにAIを導入したような形の、メカニクな感じのやりとりで済ませるということは、もちろんあり得ると思いますし、実際にこういう状態に陥った方の置かれたところの状況を考えると、やはり極めてアナログというか、時間もかかりますし、いわゆる傾聴という、耳を傾けるということもあり、そのような本当に手間のかかるプロセスをとっていく必要があります。そういう場合に24時間・365日、言葉としては非常に美しいし、ぜひそうなればいいですが、これを具体的にどういう形で落とし込むかというのは、本当に知恵の発揮のしどころだと思います。

あと一点、これはむしろ期待したいのですが、来年、2020年、オリンピックが始まる前の4月に、ものすごく大規模な会議が関西で行われます。私どもの業界の刑事司法の司法 कांग्रेसと言われ、京都 कांग्रेसという形で、実際に京都で行われることが決まっていますが、実は、京都の選定に当たって関西全体を検討されたという話も漏れ伺っております。

残念ながら、大阪や兵庫、その他のところには、これだけの大規模な会議で利用できるサイズの施設がないとのことで、MICE施設がこういう流れの中でできるというのは、その後のインセンティブ等を含めて非常に関西としてはおもしろいと思いますし、ぜひ、東京に一極集中し過ぎているというところで、いろいろな課題が出ていますので、東京に近づけるといところよりも、むしろ先ほど出ましたように中国地方、四国地方、場合によっては九州の西日本以降を見ながら、デザインをさらに描いていくというのもありかと思っております。

すみません、時間を頂戴しました。以上です。

○溝畑座長　ありがとうございます。貴重なアドバイス、ありがとうございました。

そしたら、樋口委員、お願いしたいと思います。

○樋口委員　2点ほどですけれども、1点目、質問的なことになりますが、自分の理解も含めてです。参考資料の3、IR推進会議開催要綱で、新たに（1）として「大阪IR基本構想の推進に関する事」というのがつけ加わったということで、今までも5番目の「その他、IR立地に関して必要と認められる事」の中に含まれることなのか、何か新たなものをつけ加わったのかなという、そこをご説明していただければ、これから委員として、それを踏まえていろいろ検討したいなと思っております。

その点に関連することになりますが、もう一点は、基本的にIR推進会議、我々の委員としての役割は、個別具体的な事業者選定にはかかわらないという理解をしております。ただ実施方針（案）22ページ、「設置運営事業を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項」の中で「大阪府・市アドバイザーの設置」ということがあり、アドバイザーの固有名詞が掲げられております。「大阪府・市アドバイザー」の公募に対して、どういう応募者があり、応募者の中からどういう手続・要件でアドバイザーが決まったのかという選定手続について、ここでどうこう言うつもりはございませんけれども、例えば、弁護士事務所が4つ並んでおりますが、どのような事柄についてどのようなアドバイスを行うことを想定されているのかということについてはお尋ねしたいですね。

それとまた関連するわけですが、21ページです。府民、市民からのご意見にも、治安対策とか、あるいは暴力団等の関与ということについてもどうするかというご意見が出ていますが、いろいろ回答も読ませていただきました。その回答において、治安・地域風俗環境対策ということについて、大阪府公安委員会と府・市が協力するということですが、「実施方針（案）」の中で、警察官の増員、夢洲における警察署等警察施設・交通安全施設の設置という、極めて具体的な事柄を記載されているということについて、私は、高く評価いたします。

ただ、警察官を増員するにしても警察署を設置するにしても、国との関係ということがあ

ります。警察官を定員を増やしたからといって直ちに即戦力になるわけじゃないので、こういった点についてのタイムスケジュールということを、今お答えしていただく必要はございませんけれども、大阪府警察等々と連携をとってどういう時期に何をどうするのかということを検討していただきたい。ＩＲの事業そのものの計画というのが流動的になってきている中で、直ちにいつどうすべきかと回答を求める訳ではありませんが、例えば、警察官を増員しても、大卒者だったら半年、高卒者だったら１年という教養期間が必要で、そういう教養期間が終わって初めて戦力として現場に出てきます。そういった出口から逆算して何時どういうことをするのか、あるいは警察施設を建てるにしても、万博あるいはＩＲということが現実化するときに、建設関係の方々も大変お忙しい中で警察施設というものをどういうスケジュール感を持って建てていくのかということを考えていただければありがたいと思います。

また、国のほうで「基本的な方針（案）」というのを示されたが、その中で、法律は、カジノ管理委員会が警察と連携してカジノ事業者等から暴力団員等の排除等を行うという、そういう枠組みになっておりますけれども、カジノ管理委員会の前に、府と市による「民間事業者の公募及び選定」がある訳で、その仕組みとして「基本的な方針（案）」は都道府県公安委員会への照会、必要に応じて民間の調査会社等への調査の委託等を行うということが決められております。それらの点について、都道府県公安委員会に対して何を照会するのか、都道府県公安委員会が持っている情報というものは多々ありますけれども、暴力団の指定に関する情報だけなのか、そういった点についても、大阪府公安委員会、あるいは公安委員会を補佐する大阪府警察と実務的に協議等を進めていっていただきたいというのが私の意見です。

以上です。

○溝畑座長　ありがとうございました。

質問、意見等ございまして、まずＩＲの開催要綱についてですね、まず１点目の質問は。事務局よりお願いしたいと思います。

○那須参事　要綱を改正いたしました趣旨でございますが、今回、「大阪ＩＲ基本構想」の議論もいただいているところでございますが、今後、「大阪ＩＲ基本構想」の実現に向けて一段ステージが変わる段階かと思っております。この大阪ＩＲの推進に向けてステージが変わる段階におきまして、これまで基本構想に関するとしておりました検討項目について、それを、より一歩進めるような形で構想の推進に関することといたしまして、実施方針や区域整備計画を初めとする様々な事項につきまして、より幅広くご意見をいただきたいということから、今回要綱を改正させていただいたところでございます。

○溝畑座長 ありがとうございました。

2点目の警察署を初めとしたアクションプランは、事務局に対する意見ということで賜ってよろしいですね。

○樋口委員 今日でなくてもよいと思っておりますが、次回でもその次ぐらいでも詰めていただければと思います。

○坂本局長 ありがとうございます。

樋口委員から警察力の強化、警察署の設置等に関するご意見をいただきましたけれども、今まさに現在、警察署の建設についてどのようにするのか、あるいはご指摘いただきました警察官の養成等についてのスケジュール、これも含めて話は進めさせていただいております。本日の時点では、I Rの認定、それに向けてということでは、今、緊密に大阪府警さんと連携をして進めさせていただいているところでございます。ありがとうございます。

○樋口委員 緊密に連携していただいているのであれば、それでいいと思いますので。ありがとうございます。

○坂本局長 それと、池田委員からも依存症等の取組みについて、これで最終ということではなくて、継続していく課題だというご指摘をいただきました。私ども、まさにそのとおりだと認識しております。そういう意味では、現在考えられる、海外の先進事例も含めて研究した上で、今ベストと思われる対策を盛り込ませていただいておりますけれども、ただ、対策については常に進化をさせていく必要があると認識しております。そういう意味でもトッランナーとして走り続けていく覚悟が必要だと思っております。ありがとうございます。

○溝畑座長 それでは、杉田委員、お願いいたします。

○杉田委員 資料2、3にまたがることを私から1点、意見として申し上げます。

具体的には、「大阪I R基本構想（案）」で申しますと、先ほども話に出ておりました26ページ、強みを生かして大きく覇気を持たせるというところと、その落とし込みということになると思いますが、同資料の65ページです。つまり、I Rに対する理解をどのように促進するか。この落とし込みで、より充実を図っていただきたいと思います。思っております。

そのかわりで、資料3で申しますと、21ページ2の「f. 青少年の健全な成長を阻害する行為から保護するための対策の推進」とありますが、青少年健全育成関係では、大体規制の強化、青少年の保護という観点が出てきます。昨今、色々人生100年時代といったテーマからも出てきております。お金との付き合い方みたいな形の教育、具体的には金融教育といったキーワード、あるいは社会保障教育みたいな言葉も出てきておりますけれども、そういった教育的な観点で、I Rとのポジティブな付き合い方と言うと、少し誤解を生じるかもしれませんが、健全育成というところをどういうふうに捉えるかというところで、規制や保護

という観点での具体化も重要ですが、今申し上げたような金融教育的な観点からも具体化を図るということが、理解促進につながると思います。行政におかれましては、そういった形の充実を図っていただければと思います。

恐らく、段階としてはこれから事業者の公募、選定という方向へ移っていくかと思います。引き続き、特に理解促進の観点、具体的には私、専門のところから申しますと青少年の健全育成ということになりますけれども、それ以外の治安とか、今たくさんこういう議論が出ている論点についても、具体化を図るということが重要というふうに考えております。

以上です。

○溝畑座長 ありがとうございます。

それでは、井上委員、お願いします。

○井上委員 I R＝カジノではないと思いますが、やはり懸念事項をきっちり対応することは大事だと思っております。

先ほど依存症対策については、走りながら考えるというお言葉をいただいて、大変ありがたいと思っております。というのは、できた瞬間の数年間とその後の数十年間は、シンガポールとかでも依存症の出方が違いますので、適宜対応していけるような柔軟な体制というものをつくっていただければありがたいと思っております。

私は、すごくいいものができると思っています。ただ、唯一心配なのは、先ほども樋口委員のほうからお話がありましたけれども、やはり人の育成には時間がかかります。また、その人たちが育成された後、どのようにそのスキルをキープしていくのかという問題、そういう長期的な人の問題があります。それから、ここですごくいいディスカッションをした場合、例えば依存症でしたら個人情報の法的な問題が必ず出てくると思いますが、やはり今の時点から何が問題になるかということを考えて上で、大阪が選定されたときにはどういう形でそれを国に要望していくのか、長期的に、逆算して今から準備できることは始めていかないと、今からでも遅いぐらいかと思っております。

ただ、先ほど坂本局長のほうから話は進んでいますよというお話をいただきましたので、ぜひ、そういう人の問題、それから法的に国と折衝する問題につきましては、準備のほうをこのまま粛々と続けていただきますようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○溝畑座長 それでは、加賀委員、お願いします。

○加賀委員 それでは、実施方針について意見を述べさせていただきたいと思います。

交通対策につきましては宮城委員のほうからも話がありましたので、私のほうからは、あと32ページにあります7、夢洲のまちづくりへの協力というところで、このような形で夢

洲全体のまちづくりに I R 事業者の方も協力いただくという記述をいただいたというのは、すごくいいことだと思っております。もし可能ならば、ここでは誠実に協力するという形で、かなり心に訴えるような形になっておりますので、もう少し具体的な記述ということで考えると、まちづくり組織のような、夢洲のまちづくりを継続的に考えていく協議会や、例えば大阪府・市のほうで組織を主体的に作った場合、そこに委員として参画いただくと、公的にもまちづくりへの協力団体として外部からも認知されますし、参画をしていく上で、認知いただきながらやっていただくのも、責任を持ってやっていただけるのではと思います。その辺をどこまで具体的に実施要項のところに記述いただくかという点は、少しご検討いただければというふうに思います。

以上です。

○溝畑座長 ありがとうございます。

それでは、廣瀬委員、お願いします。

○廣瀬委員 私のほうからは3点申し上げたいと思います。まず16ページであります、このところの一番上にある「a. 国際競争力を有するリゾート形成」、ここが極めて重要なところではないかと思っております。今の(a)から(c)までの書きぶりでは、世界のどこにでもある I R しかできないのではと懸念をいたします。「大阪である必要はどこもないな」と思われてしまいますので、大阪らしさを出したオンリーワンというものをめざしていくような方向になればと思います。(d)のところにでも書いておいていただければいいと思いますけれども、「成長する I R」とおっしゃられているので、開業当初はそうでなくても、先ほどからずっと申しておりますが、健康になって帰るとか、I R と協業したいと言っているような大学もいっぱいありますので、地元のそういったところとうまく発展していけるような姿をめざしていただけないかというふうに思います。

今まで R F C もやっておられて、コンセプトもいろいろ聞いておられるので、その中で事業者さんとの間で夢を語るような部分もあったと思いますので、ぜひその部分で大阪らしさというものを追求していただけたらうれしいなというふうに思います。これが第1点でございます。

2点目は、17ページのところでありますけれども、ギャンブル依存症です。先ほど井上先生からお話がありました、これからのギャンブル依存症の出方というのはやっぱり経年変化するということですので、シンガポールの場合でも当初からデータをとっているわけですよ。ここでも再三申し上げたと思いますが、やっぱり科学的なデータをしっかりとって、数字に対してこんな政策を打ったからこんな効果があったということをちゃんと見せていくというのが大事で、大阪らしい手法というものを新たに開発して世界に出していくと

ということにもつながると思います。データをきっちりにとっていくということは書き込んでいただきたいと思います。

日本も、ご承知のとおり、カジノのエリアの中ではかなりのデータをとれるようになっていきます。府・市さんが、カジノのエリア内での依存症データを直接取るとは無いかもしれませんが、あわせて検討していただけたらと思います。

3点目ですけれども、ちょっと記者さんの前で聞いてよいのか、タッチーな問題ですが、19ページでして、想定スケジュールです。着工までしか書いておりませんが、開業はいつなのかということです。これは非常に難しいと思いますが、私は、申請の時期がずれたというのを非常に懸念しておりまして、何となれば、東京オリンピックが終わった後ということですから東京が手を挙げてくる可能性があるなど。加えて、例えば万博を2025年にやりまされども、その間工事がストップしてしまいます。多分、基礎工事をやって万博が終わった半年後にまた急に工事を始めるというのは、これは極めて難しい話にならないかと思います。それをやっていくというのはなかなか大変なので、そうすると着工自体がめちゃくちゃ遅くなることも懸念されます。

そうなれば、東京との競争で勝てるのかという、すごく深刻な問題もあるものですから、こういったことに関して、ペーパーにはなかなか書けないと思いますが、万博との間でシナジーが生まれるということを重視して頂きたい。ちょっとここはオープンに話をするところではないかも知れませんが、どういった施設を先にオープンすればいいのかとか、そういったこともきっちりのご議論いただければうれしいなというふうに思っております。

以上です。

○溝畑座長 それでは、徳田さん、お願いします。

○徳田委員 代理出席で失礼いたします。2点だけ申し上げます。

実施方針（案）の15ページの半ばでございます。I Rの送客機能についてです。

関西、西日本を中心に広域に送客するためには、実施方針（案）に明記されている大阪観光局とともに、関西の広域連携DMOである関西観光本部の活用も提案したいと思います。関西観光本部は、関西広域の周遊を促進するために現在、プラスワントリップ・キャンペーンというプロジェクトを企画しております。これは、大阪・関西万博が開催される2025年までに、関西の広範なエリア10以上を目指して外国人旅行客の周遊を整備するものです。こういう方策の活用もお願いしたいと思っています。

第2点目が、先ほどお話がありましたが、夢洲全体のスマートシティの形成についてです。32ページでございます。これにつきましては、関経連の意見を反映いただきまして感謝を申し上げます。I R事業者公募要領におきましても、夢洲全体へのスマートシティの取組み

に対する協力を明記いただくとともに、ＩＲ事業者と夢洲の２期、３期の事業者との連携が実現できるよう、スマートシティに関して行政のリーダーシップを発揮していただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○溝畑座長 ありがとうございます。

私のほうからも少し補足させていただきます。まず一つは、事務局から説明がなかった分で私が皆さんに代弁すると、実はこの３年間、大学、民間、各市町村、私も一緒に住民説明会に回らせていただきまして、かなり地道におこなった結果、何かをねだるというよりは一緒に成長していこうという空気。そういう意味ではＩＲについての世論形成というところが、さっき杉田委員からありましたけれども、日本でも一番浸透していくのではと思っております。

それを踏まえた上で、一つ、よりＩＲを成長型にしていく上で、やはりＳＤＧｓのトップランナーをめざしていくべきだと思います。これは２０２５年大阪万博の重要なテーマの一つでもあります。これは私ども観光局の仕事になりますが、大阪のベイエリアをどのようにブランディングして世界に発信していくか、これは事業者が決まれば一緒に府・市のほうも含めてしっかりと世界にどう発信していくか、売り込んでいくか、これは我々が一緒に知恵を出さなくてはいけない問題とっております。

そのほか、ＩＲ開業を見据え人材育成を今からしっかり準備しなくてはいけないと思います。樋口委員、皆さんから意見をいただいておりますが、ＩＲが求める高いレベルの雇用人材に対して十分に我々が準備しなくてはいけないところがあります。育ててくれではなくて、我々が、彼らが一緒にやれるというレベルまでの育成が必要とっております。

それから、成長型ＩＲという中で大事なものは、ＩＲ事業者と一体となって取り組んでいく意識です。一緒に成長していく、一緒にすばらしい大阪・日本をつくっていくという意識を持たないと、何でもかんでもやってくださいというレベルでは本当の意味の成長型ＩＲにはならないとっております。

それから、先ほど関西観光本部の話がありました。今、大阪観光局は、関西観光本部は当然であります。北海道観光機構とか九州観光機構、東京観光財団など、日本の観光局と連携をしながら積極的に送客していきたいとっております。

それでは、いろいろ質問、意見が出ましたけれど、事務局のほうから少しコメントをいただきたいと思います。

○坂本局長 大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

杉田委員からも、依存症に関わって青少年に対する予防教育の重要性等もご指摘いただき

ましたけれど、まさに私どもも、社会に出る一步手前の、特に今は高校生をターゲットにして予防教育の徹底ということを進めていく必要があると思っております。リーフレットの配布あるいは出前授業というような形で進めさせていただいております。引き続き、この面については強化して取組みを進めていきたいと思っております。

井上委員からも、様々な人材の育成、特に依存症のエリアについてというところでお話いただきましたけれども、基本構想の45ページにも記載をしております。現在も、依存症の取組みの中で大きな施策の課題として、「8. 人材の確保等」ということも掲げております。いかに今後、相談対応できる人材を養成していくかということが、この開業までを見据えても非常に重要なポイントと認識しております。計画的な研修の実施等を含めて、養成を進めていく必要があろうかと思えます。

加賀委員からも、まちづくりへの協力の点でご指摘いただきましたけれども、まさに夢洲全体としてどういうまちづくりにしていくか、この視点は非常に重要だと思います。そういった意味でも、今後、まちづくり協議会的なこと、あるいはエリアマネジメントを進める組織等を準備していく中で、そちらへの参画について、これは当然求めていきたい、一緒になって夢洲をどうしていくか考えていくような形にしていきたいと思っております。

それと、廣瀬委員からエンターテインメントについてご指摘いただきましたけれども、まさに……

○廣瀬委員 エンターテインメントだけではありませんが。

○坂本局長 我々もまとめて、やはりオンリーワンをめざすという方針で臨んでいきたいと思っております。具体的中身は、やはり民設民営の事業ということでございますので、具体のところは民間事業者の創意工夫に委ねたいということはあると思いますが、我々が求めるのは、まさに世界最高峰をめざしたいという部分は、共通認識になっていると思っております。

あと、ICTの活用についても、当然、我々も、井上委員も含め、依存症の研究会でもICTを活用した依存予防の措置について検討いただいておりますので、そういった中で検討を進めていきたいと思っております。

○廣瀬委員 あと、ICTだけじゃなくて、大阪における依存症のデータを、この点は、事業者さんはとれないと思いますけれども、府・市さんのほうでもしっかりとっていただきたいです。

○坂本局長 どこまでどういう形でできるか、これは十分な議論が必要だと思いますので、今、研究会でも議論を進めていただいております。あるいは事業者が具体的になってくれば、事業者とも、どこまでどういう形がいいのかということは議論を深めていく必要があろうか

と思います。

それと、先ほど送客のところは、座長からもご指摘いただきましたけれども、我々はやはり I R、これは日本観光のゲートウェイという位置づけと考えておりますので、地域の様々なDMOとも協力しながら、しっかりと送客をして、効果が大阪、関西、西日本、日本全国の隅々に伝わるような形で進めていければと思っております。

それと、開業スケジュールについてもご指摘いただきましたけれども、これは万博との相乗効果を、今現在、期待して取組みを進めていきたいと思っております、今回の実施方針（案）でも、2025年の万博前の開業をめざしつつ、世界最高水準の I R、この効果発現が早期にできるように、まさにここは公民連携して取り組む必要があるかと思えます。具体的な条件については今後の募集要項に委ねておりますけれども、大きな方針としては、その形の中で進めていきたいと思えます。

あと、座長からも、まさに一緒にやっていくというお話をいただきましたけれども、そのとおりと我々も思っております。繰り返しになりますが、I R自体は民設民営ということでございますが、ある意味、事業者を選定した後は、協働して、パートナーとして、ともに大阪の成長に向けて取り組んでいく必要があるかと思えますので、そういった形で進めていければと思えます。

様々なご意見をいただきましてありがとうございました。

○溝畑座長 ありがとうございます。

お時間が参りました。絶対これだけは言っておきたいということがございませんでしょうか。特に事務局から補足することはございますか。

○坂本局長 本当に様々な貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

今後につきましては、本日いただきました意見あるいは国の今後の動向なども踏まえながら「大阪 I R 基本構想」を策定する、そして実施方針（案）を確定していきたいと考えております。その後、今回のスケジュールにもございますように、年内をめどに R F P をスタートさせて、事業者選定、それから区域整備計画の策定、申請へと進めていきたいと思っております、大阪、夢洲での I R の実現に向けて引き続き全力で取り組んでいきたいと思えます。推進会議の委員の皆様も引き続きましてご協力、ご意見を賜りますよう、よろしくお願いしたいと思えます。

○溝畑座長 ありがとうございます。

それでは、事務局に進行をお返しします。

○那須参事 溝畑座長及び委員の皆様におかれましては、議事進行と活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして第11回 I R 推進会議を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午前10時44分